

実施要領

- 1 業務名 安佐北区内大型路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履行場所 安佐北区内一円
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の施工が標準的である1号工（設計書のうち工種・名称：大型路上障害物の状況確認及び処理、種別：障害物処理）とする。

この1号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（少数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約保証金

予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 6 設計書の数量について

設計書に記載している数量は見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

仕 様 書

- 1 業 務 名 安佐北区内大型路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 安佐北区内一円
- 3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の指示

本業務の指示は、履行場所を記載した指示書により指示するものとする。
指示を受けた場合においては、休日、夜間を問わず、直ちに委託業務を実施しなければならない。

5 その他

- (1) 本業務に従事する従業員及び現場責任者をあらかじめ所定の様式により報告すること。従業員及び現場責任者に変更があったときも同様とする。
- (2) 作業にあたっては、諸交通の安全に注意するとともに、環境保全に十分留意して行うこと。
- (3) 受注者は、前記4の指示があった場合、直ちに現場へ行き、当該障害物の状況を確認すること。
- (4) 当該障害物が諸交通の安全に影響を及ぼすと思われる場合は、受注者自身が排出事業者となって、当該障害物を処理（撤去・処分）すること。
- (5) 撤去した障害物については、広島市ごみ焼却場へ搬出し処理すること。処分に係る費用は、受注者の負担とする。
- (6) 予定総額は、見込数量に契約単価を乗じて得た額であり、契約締結後の支払金額を保障するものではない。
- (7) 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

位置図

S=1/90,000

